

R7裾野市立東中学校いじめ防止基本方針 令和7年4月

1. いじめ防止等の重点目標

生徒が所属感、自己有用感を持ち、いじめを生みにくい学校風土づくり
～安心して通える学校、学ぶ喜びを実感できる学校～

重点①

仲間のために行動できる生徒を育てます

重点②

生徒のサインを見逃さないよう気を配ります

重点③

生徒の安全確保を最優先にし、組織で対応します

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任3名・養護教諭・該当教員・SC・SSW

保護者・地域・関係機関との連携

2. いじめ防止等の基本的な考え方

本校では、学校教育目標である「未来に向かって 自分らしく 生きる人」の育成を教育の根幹に据え、高い規範意識をもち、爽やかな挨拶と優しい心遣いのできる生徒を育成することで、いじめの未然防止に努めます。その上で、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうるものであることを念頭に置き、大人に分からないように行われるいじめまで見抜けるように、生徒のあらわれをよく観察し、いじめと思われる事態を見逃さないように努めます。いじめが発見された場合は、事情をよく確認し、いじめられている生徒の側に立った適切な指導をするよう努め、重大ないじめと判断される場合は、関係機関と連携し、解決に向けて総力を挙げて取り組みます。

3. 取組の内容

(ア) いじめの未然防止

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知をし、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、配慮が必要な発達障害を含む、障害のある生徒については、その特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要な指導を組織的に行う。
- ② 全校集会や学年・学級などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成していく。
- ③ すべての生徒が参加し、活躍できる「分かる授業」を目指す。また、道德教育の充実を

図り、特に、思いやり、正義感、生命の尊重、男女理解、社会規範の向上の項目を重視して指導を行う。

- ④ 生徒自身がいじめについて主体的に考え、「仲間は自分の体の一部である」ことを徹底するために、生徒会によるいじめ撲滅の取り組みを進める。
- ⑤ スクール・カウンセラー（以降ＳＣ）、スクール・ソーシャル・ワーカー（以降ＳＳＷ）と連携し、生徒の不安をくみ取りやすくする（定期面談の実施、記録簿の共有等）。

（イ）いじめの早期発見

- ① 毎朝実施する健康観察にて、学級担任は全生徒の様子を確認する。気になる生徒に関しては、なるべく早くその生徒と話をする、養護教諭・学年主任等と連携するなどして早期に対応する。
- ② 毎月のアンケート調査や、定期的な教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ 毎週火曜日の運営委員会で、気になる生徒の様子やアンケート結果について情報共有する。
- ④ 休み時間や放課後等の雑談の中で、生徒の様子に目を配ったりし、交友関係や悩みを把握したりする。
- ⑤ ＳＣの全員面談（１年生）や授業等巡回を通じて、生徒の様子や人間関係上の悩み等を把握する。。

（ウ）いじめへの適切な対応

- ① 発見・通報を受けた場合には特定の教員で抱え込まず、学年主任や生徒指導主事、ＳＣ、ＳＳＷに報告・連絡・相談をして、速やかに当委員会を開催し、組織的に対応する。生活アンケート実施後は、情報の有無にかかわらず、当委員会での報告を行う。報告された事例とその対応については、速やかに全職員で共有して適切な指導を行う。また、いじめが解消されるまで追跡調査を行っていく。
- ② 被害生徒を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ③ 被害生徒と加害生徒の主張が異なる場合や保護者の不信感が強い場合については、教育委員会やＳＣなどと連携し、中立性・公平性を確保した対応を行う。

（エ）保護者との連携

- ① ＰＴＡ等との連携の中で、家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にし、子どもが安心感や信頼感で満たされるように働きかけていく。
- ② 家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ③ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起こることがないように、保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる。

（オ）関係機関との連携

- ① いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりする時は、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合は、市教育委員会（以降市教委）に報告する。必要に応じてこども家庭センターなどの専門家の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ② 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、警察に相談し、連携して対応する。

4. 重大事態への対処

(ア) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- ① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 欠席の原因が、いじめであると思われ、子どもが相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。（重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く）

(イ) 重大事態についての調査

- ① 重大事態が発生した場合には市教委に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。
調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。
調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及び保護者に提供する。
- ② 各対応 ※市教委指導下
 - a 生徒対応（担当：生徒指導主事）
 - ・ 生徒に伝えるべき事実説明
 - ・ 今後の学校の方針説明
 - ・ 質疑応答
 - ・ 生徒の心理的影響への配慮
 - b 保護者対応（担当：教頭）
 - ・ 臨時保護者会の開催
 - ・ 事実説明
 - ・ 生徒への対応内容説明
 - ・ 今後の学校の方針説明
 - ・ 質疑応答
 - c 報道機関対応（担当：校長）
 - ・ 事実説明
 - ・ 学校の対応内容説明

- ・今後の学校の方針説明
- ・質疑応答
- d 警察対応（担当：教頭） ※警察と連携する場合
- ・情報共有

5. 特に配慮が必要となる生徒への対応

(ア) 発達障害を含む、障害のある生徒

- ① 個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成・活用し、校内就学支援委員会で生徒の様子を確認する。
- ② 朝の打ち合わせやその他の会議のたびに生徒の様子や生徒の周りの状況を確認する。
- ③ 不安な状況を察知した場合には、できるだけ早く対応し、その後の様子も注意深く観察する。

(イ) 転入生

- ① 担任から、そして他の教員からも頻繁に声をかけ、気にかけてもらえているという安心感を与える。
- ② 1週間に1回は家庭連絡をし、学校での様子を伝え、家での様子を伺い、連携することで保護者にも安心感を与える。

(ウ) 外国籍等、外国につながる生徒

- ① 静東教育事務所等と連携を深めておき、通訳等必要のある場合にはできるだけ早く対応できるよう準備しておく。
- ② 子育て支援課等とも連携し、多角的に支援できるチームを構築する。

(エ) 性同一性障害や性的指向、性自認にかかる生徒（LGBTQ等）

- ① 制服の多様性の容認（スカートかスラックスを選択できる）。
- ② 普段の様子から気になる表れがあった場合には、学年や運営委員会などで協議、養護教諭、SC等と連携し、できるだけ早い相談を設定する。
- ③ 必要に応じて、保護者とも連携し、当該生徒の困り感等を収集し、居心地の良い環境づくりを模索する。